

いじめ防止基本方針

未然防止の基本方針

1 指導体制

- (1) いじめの未然防止のため、いじめ問題の重要性を教職員が認識し、校長を中心に「いじめ問題対策チーム」を常設し、いじめを見逃さない学校づくりの体制を確立する。
- (2) いじめの態様の特質や原因や背景を具体的な指導上の留意点などについて職員会議や研修会の場で取り上げ、教職員間で共通理解を図る。
- (3) 校外の任意団体と情報を共有し、警察・児童相談所等の外部機関といじめ問題について連携できるよう努力する。
- (4) 保護者や地域の人々やPTAなどの関係団体とともに、いじめ問題について話し合う機会をつくり、広く連携していじめ防止を推進する。

2 教育指導

- (1) あらゆる学校の教育活動の中で人を思いやり、尊重し、生命や人権、規範を大切にする指導等の充実に努め、「いじめは人間として絶対許されない」との認識に立って指導を行う。また、教職員自身の言動でいじめを助長することのないようにする。
- (2) どの子にも「わかる授業」をめざし、体験活動や読書を通して、豊かな心とたくましい心身をはぐくみ、いじめを許さない道徳的心情を育てる。
- (3) 日常のさまざまな指導場面でいじめに関わる問題を取り上げ、学校全体で積極的に指導する。
- (4) 児童会や学級活動を通して、児童が主体的にいじめ問題と向き合い、解決できる力を育てる。
- (5) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて指導を行う。
- (6) 児童の個人情報の取り扱いを慎重に行う。

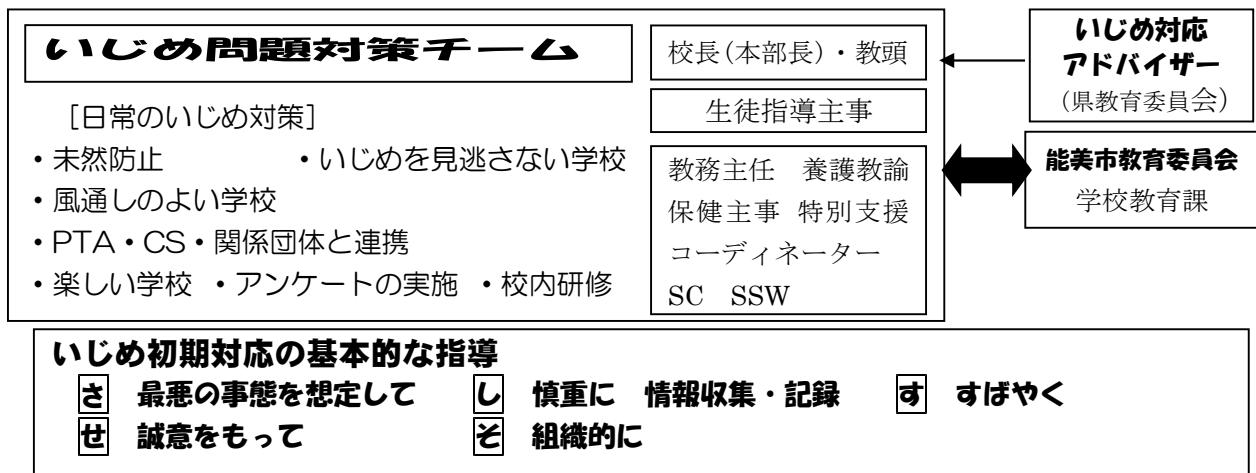
いじめの早期発見

- (1) 生活実態について、QUアンケートや「友だちアンケート」を計画的に行ったり、子どもの出すサインを見逃さずに、児童と面談をしたりして、いじめを早期に把握できるように努める。これらで把握した情報は、全教職員で共有する。
- (2) いじめ問題について、児童や保護者と好ましい人間関係を築くとともに、その言動に十分留意し、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応することを基本とする。
- (3) 保健室相談活動や教育相談や特別支援教育校内委員会を積極的に活用し、早期発見に努める。

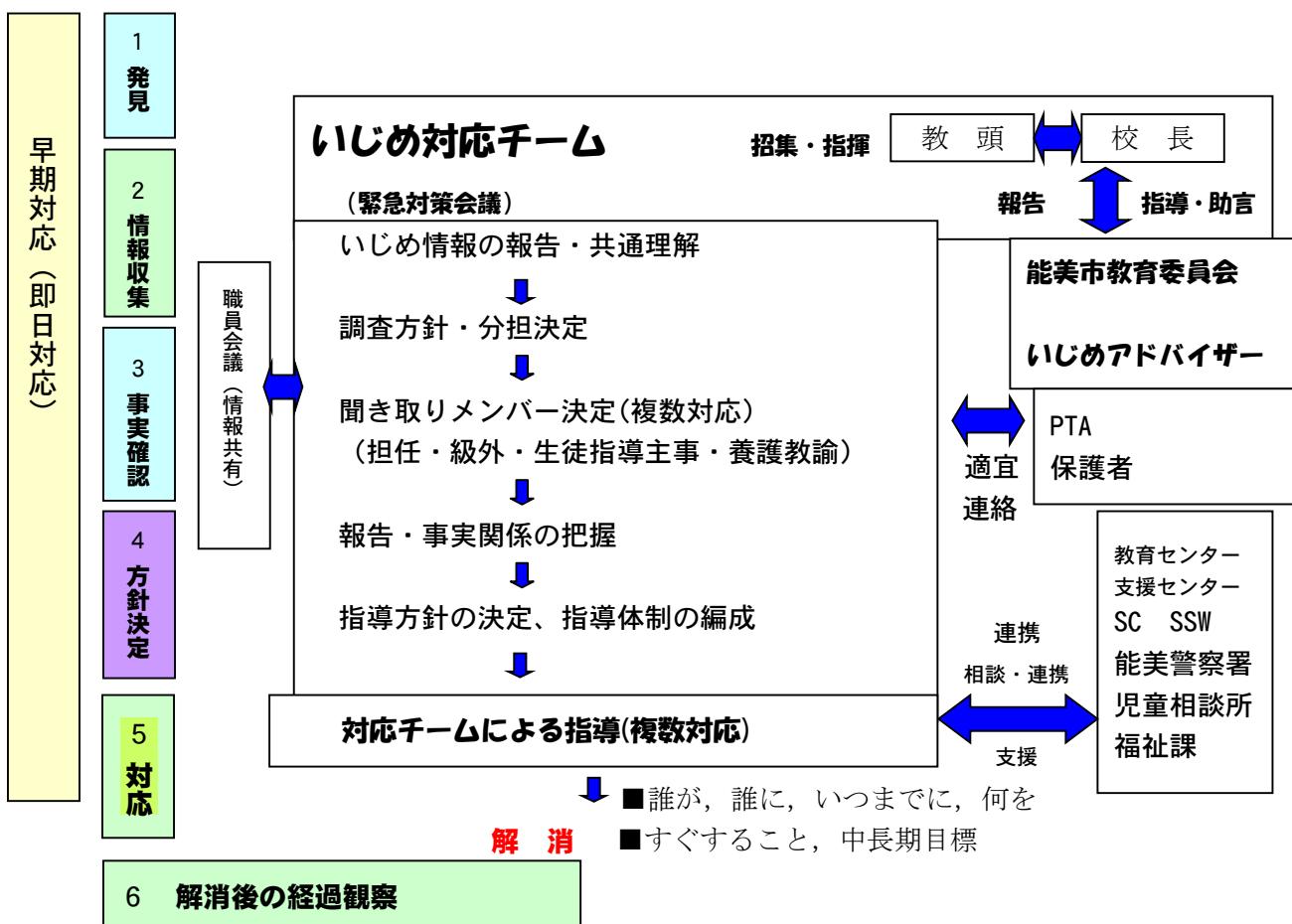
いじめ防止のための年間計画

月	内 容
4	<ul style="list-style-type: none">・児童理解の会（配慮が必要な児童の確認）・いじめ問題対策チームの組織と計画・積極的な生徒指導の取り組み計画提案
5	<ul style="list-style-type: none">・児童理解の会・いじめ対応アドバイザーの訪問指導・友だちアンケート・個人面談（全学年）
6	<ul style="list-style-type: none">・QUアンケート1回目（4～6年）・児童理解の会
7	<ul style="list-style-type: none">・児童理解の会・個人懇談
8	<ul style="list-style-type: none">・QUアンケート分析（分析し、2学期からの取り組みを考える）・積極的な生徒指導の取り組みの検証、改善
9	<ul style="list-style-type: none">・児童理解の会・縦割り活動（異学年交流）・積極的な生徒指導の取り組み計画提案
10	<ul style="list-style-type: none">・いじめ対応アドバイザー訪問指導・児童理解の会
11	<ul style="list-style-type: none">・QUアンケート2回目（4～6年）,・友だちアンケート・個人面談・児童理解の会
12	<ul style="list-style-type: none">・児童会主催の人権集会（いじめ問題）・QUアンケート分析（分析し、3学期からの取り組みを考える）・児童理解の会・積極的な生徒指導の取り組みの検証、改善
1	<ul style="list-style-type: none">・児童理解の会・縦割り活動（異学年交流）
2	<ul style="list-style-type: none">・友だちアンケート・個人面談・児童理解の会
3	<ul style="list-style-type: none">・児童理解の会（3学期の取り組み検証、次年度配慮が必要な児童の確認）・いじめ問題対策チームのまとめ（検証と次年度の計画）

いじめ対策・対応の校内体制



<いじめが起こったときの組織的対応>



<いじめが起きたときの対応>

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいう。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報するものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者への意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

いじめ発見時の緊急対応

- 1 いじめられていると相談があったとき、他児童の目に触れないように配慮する。事実確認は、加害者と被害者は別の場所で行う。
- 2 いじめの周辺にいる児童や保護者から、第三者として客観的に正確な情報を取得する。
- 3 短時間で正確な事実確認を行うため、複数教員が対応することを原則とする。

把握すべき情報

- ◇ 5W1H（だれが、だれを、いつ、どこで、どんないじめをしたか？）
- ◇ いじめのきっかけや動機は何か？（動機と背景）
- ◇ いつごろから、どれくらい継続しているか？（期間）

いじめ	
1	1対1の比較的軽度に叩くことやからかい、あざけり、無視
2	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間外れ、無視
3	長期間の集団無視、軽度の実害
4 (重大事態)	自殺の企図・身体の重大な傷害・金品等に重大な被害・精神性の疾患 不登校(30日以上), 暴力, 恐喝, PTSDの診断, 自傷行為, 死を語る

1の指導 偶発、単発、一時的の場合 子どもによっては、自分の言動が相手に精神的な苦痛を与えていていることに気づいていない場合。「△さんは○さんに対する、○○○のやったこと（言ったこと）は、○さんにとってはとても傷つくことです。」と言動に焦点化して説諭し、加害の事実を伝え、いじめに気づくようにする。トラブル、けんか、言い合いとの峻別をする。管理職に報告。（これらは、成長の糧となることもある。）

2以上の指導 迅速に、校長・教頭・生徒指導主事に連絡し、組織的にいじめの解消に向けて対応する。

4重大事態として対応 R5.4.1より文部科学省への「いじめ重大事態に関する報告・相談」が必要となる。

いじめ対応(対象者別)

被害の子ども	加害の子ども
<ul style="list-style-type: none"> 事実確認とともに、共感し、心の安定を図る。 最後まで守り抜き、秘密を守ることを伝える。 必ず解決できる希望を持たせる。 自信を持たせる言葉かけをし、自尊感情を高めるようにする。 安易に早期解決を行わず、心理的な安定が得られるまで、継続して相談を受け付ける。 指導ののちも、複数教員で見守る体制をつくる。担任との心の交流を続けるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 言動の何がいじめであるかを明確にする。 いじめられた子どもの精神的な苦痛を知らせ、いじめが許されない行為であることを認識させる。 いじめた気持ちや状況を十分に聴き、その背景にも目を向ける。 被害者への心からの謝罪の気持ちを持つまで、謝罪の機会を持たない。 傍観者もいじめの荷担をしていることに気づかせる。
被害者の保護者	加害者の保護者
<ul style="list-style-type: none"> 発見されたその日のうちに、必要に応じて家庭訪問をして、事実を伝え、いじめ解消の方針を伝える。 学校は誠意ある姿勢で臨み、保護者の気持ちを共感し問題の解決に学校をあげて取り組むことを約束する。 家庭での子どもの変化を注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝え、連携を密にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 正確な事実関係を説明し、いじめの解決に協力を求める。 いじめは絶対に正当化できない行為という毅然とした姿勢を示し、家庭での指導を要請する。 いじめの要因や背景を知るために、適切な情報の聞き取りの協力を求め、必要に応じて助言や支援を行う。

■ いじめ問題対応の留意点 ■

事情聴取

- 複数の担当者で行うように努め、いじめの事実を正確に把握できるように、情報整理のため関係者で事実関係をつきあわせるようにする。
- 秘密を守り、慎重に行い、冷静沈着に事情聴取を実施する。
- その日のうちにを行い、事実関係を明確にしておく。帰宅が遅くなる場合は、保護者に簡単に説明し、了解を取っておく。

記録

- いじめの事実や指導の実際をこまめに時系列で記録するように努め、意見や憶測を書かないようにする。構造図を作成することも有効。

保護者説明会

- 生命や身体の安全が脅かされるなど重大な事案においては、当事者の保護者の同意を得た上で、PTA会長等に諮り、文書説明の配布や緊急保護者会を行う。